明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（八六）　四
○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（八七）　四
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（八八）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（八九）　四
○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（九〇）　四
○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（九一）　五
○防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（九二）　五
○国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（九三）　五
○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（九四）　六
○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（九五）　六

〔政　令〕

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（二七一）　六
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二七二）　六

〔最高裁規則〕

○裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一一）　六

〔省　令〕

○防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令（防衛一五）　六

〔規　則〕

○人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一―二一）　六
○人事院規則九―六（俸給の調整額）等の一部を改正する人事院規則（同九―六―六八）　六
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則（同九―八―七〇）　六
○人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一〇九―一）　六
○人事院規則九―一七―一一九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一一九―一）　六
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―三五）　六
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（同九―五四―五）　六
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一〇〇）　六
○人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則（同九―一二〇―一）　六
○平成二十一年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え（同九―一二四）　六
○平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置（同九―一二五）　六

〔国会事項〕

官庁事項

〔官庁報告〕

昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二三）　八
人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同二四）　八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。